

本庄市移住就業等支援金交付要綱

令和元年6月28日

告示第53号の2

令和3年3月31日

告示第126号

(趣旨)

第1条 本庄市(以下「市」という。)は、市における移住促進及び就業・起業者の創出に取り組むことで、市の活力を高めるため、市が埼玉県とともに作成した地域再生計画(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条に規定する地域再生計画をいう。)である「埼玉県移住就業・起業支援計画」(以下「本件地域再生計画」という。)に基づき、東京23区等から市に移住して就業又は起業等をした者に、予算の範囲内において、移住就業等支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

2 前項の支援金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則(平成18年本庄市規則第43号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、市へ住民票を異動し、生活の本拠を市へ移すことをいう。

2 この要綱において「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(支援金の金額)

第3条 支援金は次条で定める交付対象者に対し、移住にかかる経費として、以下の金額を支給する。

(1) 単身での移住の場合 60万円

(2) 世帯（世帯人員が2人以上）での移住の場合 100万円

（交付対象者）

第4条 支援金の交付対象者となる者は、第1号で定める要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる事項に該当すること。ただし、前条第2号の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、ウに掲げる事項にも該当すること。

ア 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、かつ東京23区内で就業等した者については、当該通学期間も通算に含めることができる。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたか、又は東京都、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く。）に在住しつつ東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 埼玉県が「移住就業等支援金支給事業補助金交付要綱」及び「移住就業等支援金支給事業補助金交付要領」に基づき、移住就業等支援金支給事業の詳細を移住希望者に対して公表した後（以下「県が事業の詳細を公表後」という。）に、移住していること。

(イ) 支援金の申請日において、移住後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (オ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (カ) その他埼玉県又は市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- ウ 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県が事業の詳細を公表後に移住したこと。
 - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において、移住後3か月以上1年以内であること。
 - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 就業に伴う移住として、次のア又はイに掲げる事項に該当すること。
- ア 一般 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 埼玉県を含む各都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人へ就業した者であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請日において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思

を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに伴う移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、在宅勤務等で移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 転入から申請までの間、勤務日の過半を所属先企業等へ通勤せず、移住先において業務にあたること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本市が認める移住を支援すべき関係人口（本市や地域の人々と関りを有する者をいう。）の移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本庄市内の高等学校（廃止となったものを含む）又は特別支援学校高等部を卒業した者であること。

イ 本庄市へ転入した時点で40歳以下であること。

ウ 移住に伴い、本庄市又は本庄市と一体の生活圏を形成する別表に示す自治体に所在する勤務先に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規就業した上で勤務し、かつ、申請日において連続して3か月以上在職していること。

エ ウの勤務先である企業等に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 起業に伴う移住をする者でないこと。

(5) 起業に伴う移住として、本件地域再生計画に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請日において当該交付決定日から1年以内であること。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、当該年度の1月末日（その日が本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）までに、移住就業等支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 市の住民票

(3) 戸籍の附票、移住前の住民票の除票の写し等で、市への移住前5年以上の居住地及び在住期間が確認できる書類

(4) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(5) 移住就業等支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者は当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1号アに該当する者のうち東京23区への通勤者（雇用者） 東

京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(2) 前条第1号アに該当する者のうち、東京23区への通勤者（法人経営者又は個人事業主） 次に掲げる書類

ア 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

イ 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

(3) 前条第1号ア（ア）ただし書に該当する者 次に掲げる書類

ア 東京23区内の大学等への通学に関する申告書（様式第3号）

イ 卒業証明書等（東京23区内の大学等への在学期間や卒業校を確認できる書類）

(4) 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する者 次に掲げる書類

ア 世帯全員の市の住民票

イ 世帯全員の移住元の住民票の除票の写し等で世帯全員の移住元での在住地を確認できる書類

(5) 前条第2号から第4号までの要件を満たす者 就業先企業等の就業証明書（移住就業等支援金の申請用）（様式第4号）

(6) 前条第4号の要件を満たす者 卒業証明書等（本庄市内の高等学校又は特別支援学校高等部を卒業したことを確認できる書類）

(7) 前条第5号の要件を満たす者 起業支援金の交付決定通知書の写し（交付の条件）

第6条 市長は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に市での居住が困難となった場合又は支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、支援金の交付を決定し、額の確定をしたときは、移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第8条 支援金の交付の決定及び確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、前条に定める交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第10条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕（様式第8号）を申請者に交付する。

（交付の取消し）

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県及び市が認めた場合はこの限りではない。

- （1） 虚偽の申請等をした場合
- （2） 支援金の申請日から5年以内に市から転出した場合
- （3） 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （4） 起業支援金の交付決定を取り消された場合

（支援金の返還）

第12条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金を返還させるときは、次に掲げる区分に応じて返還額を決定する。

(1) アからエのいずれかに該当する場合 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合

ウ 第4条第2号又は第4号に定める要件を満たして申請した者が、支援金の申請日から1年以内にその要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内で本市から転出した場合 半額の返還

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条に規定する交付の決定を受けた者については、第8条から第12条の規定は、なおその効力を有する。

別表

本庄市と一体の生活圏を形成する自治体	埼玉県	熊谷市、深谷市、皆野町、長瀬町、美里町、神川町、上里町、寄居町
	群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、玉村町

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）